

令和4年度 神奈川県市町村移譲事務交付金の取扱いについて

—神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱附則（令和4年4月1日施行分）第2項に規定する事務の取扱いについて—

神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱（以下「要綱」という。）附則（令和4年4月1日施行）第2項に規定する事務に係る交付金の額の算定、交付金の額の決定及び交付時期は、次の表のとおりとする。

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-15 中の ・ 環境管理事業所の設置者から指定事業所に係る事項の変更の届出受理 ・ 優良環境管理事業所の設置者から指定事業所に係る事項の変更の届出受理 ・ 特例措置事前届出書の受理 ・ 特例措置対象災害における指定事業所の設置の届出受理 ・ 特例措置対象災害における指定事業所の位置等の変更届出の受理 ・ 特例措置対象災害における指定事業所の設置に関する通知 ・ 特例措置による指定事業所設置（変更）計画中止届出書の受理 ・ 優良環境管理事業所の認定 ・ 優良環境管理事業所に係る事項の変更の届出受理 ・ 環境管理事業所又は優良環境管理事業所の認定取消 ・ 特例措置事前利用届出書により届出られた事項が特例措置の対象に該当しないものへの措置命令 ・ 特例措置対象災害時における特例措置により行った指定事業所の設置や位置等の変更を届出ないものへの措置命令 ・ 特例措置による設置又は変更届出書の内容を審査した結果、許可基準に適合しないものへの改善命令	【追加】 令和2年10月1日 （相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市）	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	（要綱第5条に定める時期）

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-15 中の ・指定事業所に係る事項の変更許可 ・指定事業所に係る事項の変更許可に基づく変更完了届出書の受理 ・計画の中止の届出受理 ・指定事業所に係る事項の変更の届出受理 ・環境管理事業所の認定 ・環境管理事業所の公表 ・優良環境管理事業所の公表 ・排ガスに含まれる排煙指定物質及び排水に含まれる排水指定物質の種類等の報告受理	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年10月1日 (相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-15 中の ・音響機器の使用停止命令、防音設備の改善等その他必要な措置命令 ・深夜における営業の停止命令 ・営業時間の変更の勧告 ・営業時間の変更命令	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年10月1日 (横浜市、川崎市以外の市町村)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-15 中の ・調査の結果等の事項の報告受理 ・土地の区画形質の変更に係る計画等の届出受理 ・土壌の特定有害物質による汚染状況に係る調査結果の報告受理 ・ダイオキシン類管理対象地における土地の区画形質の変更に係る計画の届出受理 ・土壌のダイオキシン類による汚染状況に係る調査結果の報告受理	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年10月1日 (相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-15 中の ・地下水の採取に係る事項の変更許可 ・地下水の採取に係る事項の変更の届出受理 ・計画の中止の届出受理 ・地下水の採取に係る事項の変更の届出受理	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年10月1日 (平塚市、茅ヶ崎市及び厚木市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
<p>A-15 中の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染対策計画の作成の勧告をしたことの公表 ・勧告を受けた者に意見を述べる機会の付与 ・環境汚染の調査、必要な指導 ・土地の所有者又は管理者に対する協力の要請 ・環境汚染の原因物質の調査実施の指導 ・環境汚染の原因物質の調査結果の報告の受理 ・環境汚染対策計画の報告の受理 ・環境汚染対策計画の完了結果の報告の受理 ・環境汚染対策計画の作成等に対する必要な指導及び助言 ・環境汚染対策計画の作成等の指導及び助言 ・環境汚染対策計画の作成の勧告 	<p>【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年11月1日 (相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市)</p>	<p>令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。</p>	<p>令和4年6月30日まで</p>	<p>(要綱第5条に定める時期)</p>
<p>A-15 中の 上記に係る報告の徴収</p>	<p>上記の対象事務ごとの移譲時期及び移譲先市町村</p>	<p>A-15中の上記に追加された事務及び処理範囲が変更となった事務に係る、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。</p>	<p>令和4年6月30日まで</p>	<p>(要綱第5条に定める時期)</p>
<p>A-15 中の 上記に係る立入検査</p>	<p>上記の対象事務ごとの移譲時期及び移譲先市町村</p>	<p>A-15中の上記に追加された事務及び処理範囲が変更となった事務に係る、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。</p>	<p>令和4年6月30日まで</p>	<p>(要綱第5条に定める時期)</p>
<p>A-15 中の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿排出等作業の届出受理 ・緊急に行う必要がある場合における石綿排出等作業の届出の受理 ・石綿排出等作業の完了の報告受理 ・非常時における通報受理 ・非常時における事態の状況等の報告受理 ・応急の措置その他必要な措置命令 	<p>【追加】 令和3年10月1日 (相模原市、平塚市及び藤沢市)</p>	<p>令和4年4月1日～令和5年1月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する(10か月分の実績を基に、4月から3月までの12か月分の件数を算出(6/5倍))。</p>	<p>令和5年3月31日まで</p>	<p>令和5年3月に一括交付する。</p>

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-15 中の ・違反者等への勧告 (条例第 52 条から第 52 条の 6 に係る違反 者等への勧告) ・違反者等の公表 (条 例第 52 条から第 52 条 の 6 に係る違反者等 の公表) ・違反者等からの意見 聴取 (条例第 52 条か ら第 52 条の 6 に係る 違反者等からの意見 聴取)	【追加】 令和 3 年 10 月 1 日 (相模原市、平塚市及 び藤沢市)	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定基礎と し、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの分を交付する (10 か月分の実績を基に、4 月から 3 月までの 12 か月分の件数を算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-15 中の 上記、石綿排出等作業 に係る報告の徴収	【既移譲事務の処理範 囲の変更】 令和 3 年 10 月 1 日 (相模原市、平塚市及 び藤沢市)	A-15 中の上記に追加された事務に 係る、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定 基礎とし、令和 4 年 4 月 1 日～令 和 5 年 3 月 31 日までの分を交付す る (10 か月分の実績を基に、4 月 から 3 月までの 12 か月分の件数を 算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-15 中の 上記、石綿排出等作業 に係る立入検査	【既移譲事務の処理範 囲の変更】 令和 3 年 10 月 1 日 (相模原市、平塚市及 び藤沢市)	A-15 中の上記に追加された事務に 係る、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定 基礎とし、令和 4 年 4 月 1 日～令 和 5 年 3 月 31 日までの分を交付す る (10 か月分の実績を基に、4 月 から 3 月までの 12 か月分の件数を 算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-33 中の 医薬品販売業者に対す る法令遵守体制の改善 に係る措置命令	【追加】 令和 3 年 8 月 1 日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定基礎と し、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの分を交付する (10 か月分の実績を基に、4 月から 3 月までの 12 か月分の件数を算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-33 中の 医薬品販売業者に対す る立入検査等	【既移譲事務の処理範 囲の変更】 令和 3 年 8 月 1 日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定基礎と し、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの分を交付する (10 か月分の実績を基に、4 月から 3 月までの 12 か月分の件数を算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-33(2) 中の 再生医療等製品の販売 業者に対する法令遵守 体制の改善に係る措置 命令	【追加】 令和 3 年 8 月 1 日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定基礎と し、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの分を交付する (10 か月分の実績を基に、4 月から 3 月までの 12 か月分の件数を算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。
A-33(2) 中の 再生医療等製品の販売 業者からの報告の徴 収、立入検査	【既移譲事務の処理範 囲の変更】 令和 3 年 8 月 1 日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日までの実績件数を算定基礎と し、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの分を交付する (10 か月分の実績を基に、4 月から 3 月までの 12 か月分の件数を算出 (6/5 倍))。	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 に一括交付す る。

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
<p>A-46 中の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき収容した犬等の通知、公示 ・動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき収容した犬等の動物の処分 ・法に基づき収容した犬等の動物、職員により収容した犬及び条例の規定により捕獲した特定動物等の譲渡 ・特定動物等の施設脱出時の捕獲、殺処分 ・特定動物又は犬の飼養者からの事故届の受理 ・生活環境汚染、人の生命等に対する侵害を防止するための必要な措置 ・勧告に従わない飼養者等に対する勧告に係る措置の命令 ・土地の立入、施設等の検査、資料の提供命令 ・動物返還申請書の受理 	<p>【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年6月1日 (横須賀市)</p>	<p>令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。</p>	<p>令和4年6月30日まで</p>	<p>(要綱第5条に定める時期)</p>
<p>A-97 中の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の種類ごとの数等の届出受理 ・第一種動物取扱業者が勧告に従わなかった場合の公表 ・第二種動物取扱業者が勧告に従わなかった場合の公表 ・第一種動物取扱業者であった者に対する勧告 ・第一種動物取扱業者であった者に対する勧告に係る措置をとるべきことの命令 ・第一種動物取扱業者であった者に対する報告徴収、立入検査 ・愛玩目的による特定動物の飼養許可の変更の許可 ・愛玩目的による特定動物飼養者の氏名等変更の届出の受理 ・愛玩目的による特定動物の飼養許可の取消 	<p>【追加】 令和2年6月1日 (横須賀市)</p>	<p>令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。</p>	<p>令和4年6月30日まで</p>	<p>(要綱第5条に定める時期)</p>

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-97 中の ・愛玩目的による特定動物飼養者に対し必要な措置を取るべきことの命令 ・愛玩目的による特定動物飼養者からの報告徴収、立入検査	【追加】 令和2年6月1日 (横須賀市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-97 中の ・特定動物の飼養又は保管の許可 ・特定動物の飼養又は保管の有効期間満了による許可 ・特定動物の飼養許可の変更の許可 ・特定動物飼養者の氏名等の変更の届出の受理 ・特定動物の飼養許可の取消 ・特定動物飼養者に対し必要な措置をとるべきことの命令 ・特定動物飼養者からの報告聴取、立入検査 ・特定動物の飼養者からの区域外保管に係る通知の受理 ・特定動物飼養者への許可証の再交付 ・特定動物飼養者からの許可証の亡失の届出の受理 ・特定動物飼養者からの許可証の返納の受理 ・特定動物飼養者からの飼養又は保管の廃止の届出受理 ・特定動物飼養者が講ずる特定動物への措置内容の届出の受理	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年6月1日 (横須賀市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-97 中の 手数料収入額	— (横須賀市)	A-97 中の上記に係る、追加された事務及び処理範囲が変更となった事務は、「交付額の算定方法」による件数を基に算出した手数料収入額を交付額から除く。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-114 中の ・動物の飼養に起因する生活環境悪化の改善に必要な指導・助言 ・動物飼養者に対する報告徴収、立入検査	【追加】 令和2年6月1日 (横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-114 中の ・動物の飼養に起因する生活環境悪化の改善勧告 ・動物の飼養に起因する生活環境悪化の改善勧告に係る命令 ・動物の飼養に起因する虐待等の改善命令又は勧告 ・生活環境が損なわれている旨の苦情の申出を周辺住民から受けること ・虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対して指導すること	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和2年6月1日 (横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
B-4 中の 地方卸売市場の開設認定等に係る書類の受理及び送付の事務	【追加】 令和2年6月21日 (指定都市)	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
B-11 中の ・母子・寡婦福祉資金貸付けに係る書類の受理及び送付 ・父子福祉資金貸付けに係る書類の受理及び送付	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和3年2月1日 (市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。))	令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する。	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
B-54 中の 国登録無形文化財認定の通知等	【追加】 令和3年6月14日 (市町村(横浜市、川崎市及び相模原市を除く。))	令和4年4月1日～令和5年1月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの分を交付する(10か月分の実績を基に、4月から3月までの12か月分の件数を算出(6/5倍))。	令和5年3月31日まで	令和5年3月に一括交付する。
A-15、33、33(2)、46、97、114、B-4、11 及び54 中の上記以外	移譲済み	要綱別表第2のとおり	令和4年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

※ 交付額の算定方法及び交付時期について、上記に規定する事務の取扱いに特に記載があるもののほかは、要綱第5条及び別表第2に定めるところによる。